

【いじめ防止基本方針】

令和5年3月更新
宮古島市立上野中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない

いじめの定義の4つの要素

- ①行為をした者（加害者）も行為の対象となった者（被害者）も児童生徒である。
- ②加害者と被害者の間に一定の人間関係が存在する。
- ③加害者が被害者に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をした。
- ④当該行為の対象となった被害者が心身の苦痛を感じている。

2 いじめ防止に関する本校の基本方針

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定するものであり、重大な人権侵害に関わる重大な問題である。

- (1) 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
※いじめられる側が、心理的・肉体的に苦痛を感じたら、既に「いじめ」となる。
- (3) いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

3 いじめの特徴

- (1) 生徒は、殆どがいじめる側といじめられる側の両方の立場にもいる。
- (2) いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が低い。
- (3) 方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われる。
- (4) 親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置される。
- (5) 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化する。
- (6) いじめる側は自分がいじめられるかもという不安感から、いじめる場合がある。
- (7) いじめがインターネットやSNS上で行われることがある。近年では、スマホ等での誹謗・中傷、言葉の遣い方（受け取り方が多面的）でのトラブルが増加。

4 いじめの未然防止に向けての基本姿勢（いじめを許さない学校・学級経営）

いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題はケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- (1) いじめ問題の重大性を全教職員が認識し校長を中心に学校全体で対応する。
- (2) 日常の教育活動等を通じ、生徒理解に努め、深い信頼関係を築く。
- (3) 善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- (4) 生徒の相談ごとや悩みごとは、いつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- (5) いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員間での共通理解を図る。

- (6) 人権侵害を見抜く力や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- (7) 学校生活や教育活動において生徒が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる
- (8) 生徒が安心して学校に登校できるよう、支持的風土をつくる学校・学級経営に努める。
- (9) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報は、日頃より家庭や地域へ積極的に公表し 保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。

5 いじめの早期発見

日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の生徒の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、生徒との深い信頼関係を築く。

- (1) 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。
 - ① 教師は気づきの力を磨くとともに、日頃から生徒の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、生徒が発する危険信号を見逃さない。
 - ② 生徒の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。(訴えの強弱や主張に左右されず客観的に対応)
- (2) 生活日誌を活用し、生徒の生活状況や心の変化に気を配る。
- (3) 人権アンケート、個人面談等を実施する。定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、迅速に対応する。
- (4) 教育相談機能を充実させる。養護教諭や関係機関等との連携及び学校内外における相談機能を充実させ、生徒の悩み並びに保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。
- (5) 子ども、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。
- (6) 学年会や運営委員会を充実させ、生徒の情報交換を日常的に行い、把握する。

6 いじめの早期対応

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- (2) いじめ事象が発覚した際には、個人情報取り扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。
- (3) 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- (4) 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- (5) 事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- (6) 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- (7) 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。

7 家庭地域との連携

- (1) いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- (2) いじめの問題は大小に関わらず、速やかに保護者及び教育委員会に報告し相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- (3) いじめに関して寄せられる情報に対して誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- (4) 日頃から生徒の様子等について情報を共有し、家庭との連絡、連携を図る。
- (5) 学習会・研修会等で、いじめに関しての理解を深め「いじめは重大な人権侵害・犯罪である」という認識に立ってもらおう。

8 いじめ被害者への対応

- (1) 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。(心のケア、親身の対応、秘密厳守)
- (2) いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。

- (3) 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。

9 いじめ被害者の保護者への対応

- (1) 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- (2) いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- (3) 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- (4) 家庭との連絡を密にする。

10 いじめ加害者への指導・措置

- (1) 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- (2) 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながら、粘り強く指導する。
- (3) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- (4) 一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- (5) 場合によっては、出席停止の措置、警察への告発、関係機関との協力等、毅然とした対応をする。

11 加害者の保護者への対応

- (1) 我が子が起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静、且つ、正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- (2) いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- (3) 保護者の責任について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。

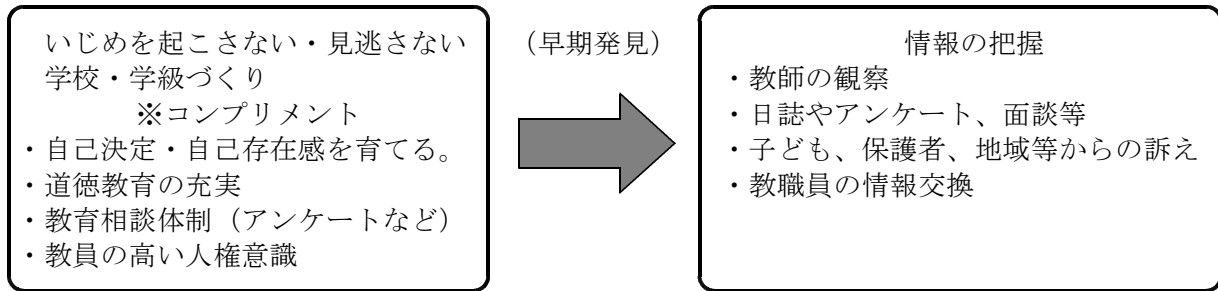
12 観衆・傍観者への対応

- (1) いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- (2) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- (3) 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- (4) いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- (5) 情報提供した生徒が、その後、情報元を特定され、そのことを攻められたり、次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

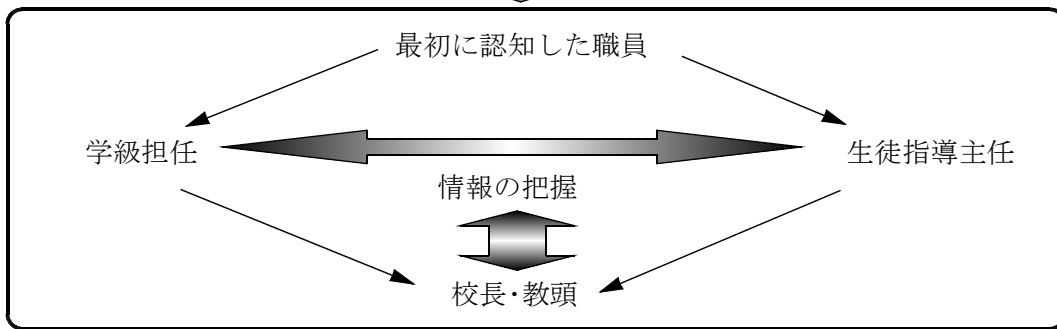
13 ネット上のいじめへの対応として押さえないこと

- (1) 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- (2) インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害者にも被害者にもなってしまう。
- (3) 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がネットに流出し悪用されやすい。
- (4) 一度流出した情報は、回収することがほとんど不可能であり、また、不特定多数の人からアクセスされる危険性がある。
- (5) 保護者や教師など周囲の大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握できず、そのため「ネット上のいじめ」の発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。
- (6) イジメ防止のために携帯やスマホ等の使用について、親子での約束をする等の未然防止対策を行わせる。
- (7) スマホやパソコンによる、正しいネット使用の方法（SNS、メール等）を理解させるため、「スマホ・携帯安全教室」等の学習会を設ける。

【いじめが起こってしまった場合の基本的な対応マニュアル】



いじめに関する情報
いじめられた生徒の立場に立った迅速、誠心誠意な対応。

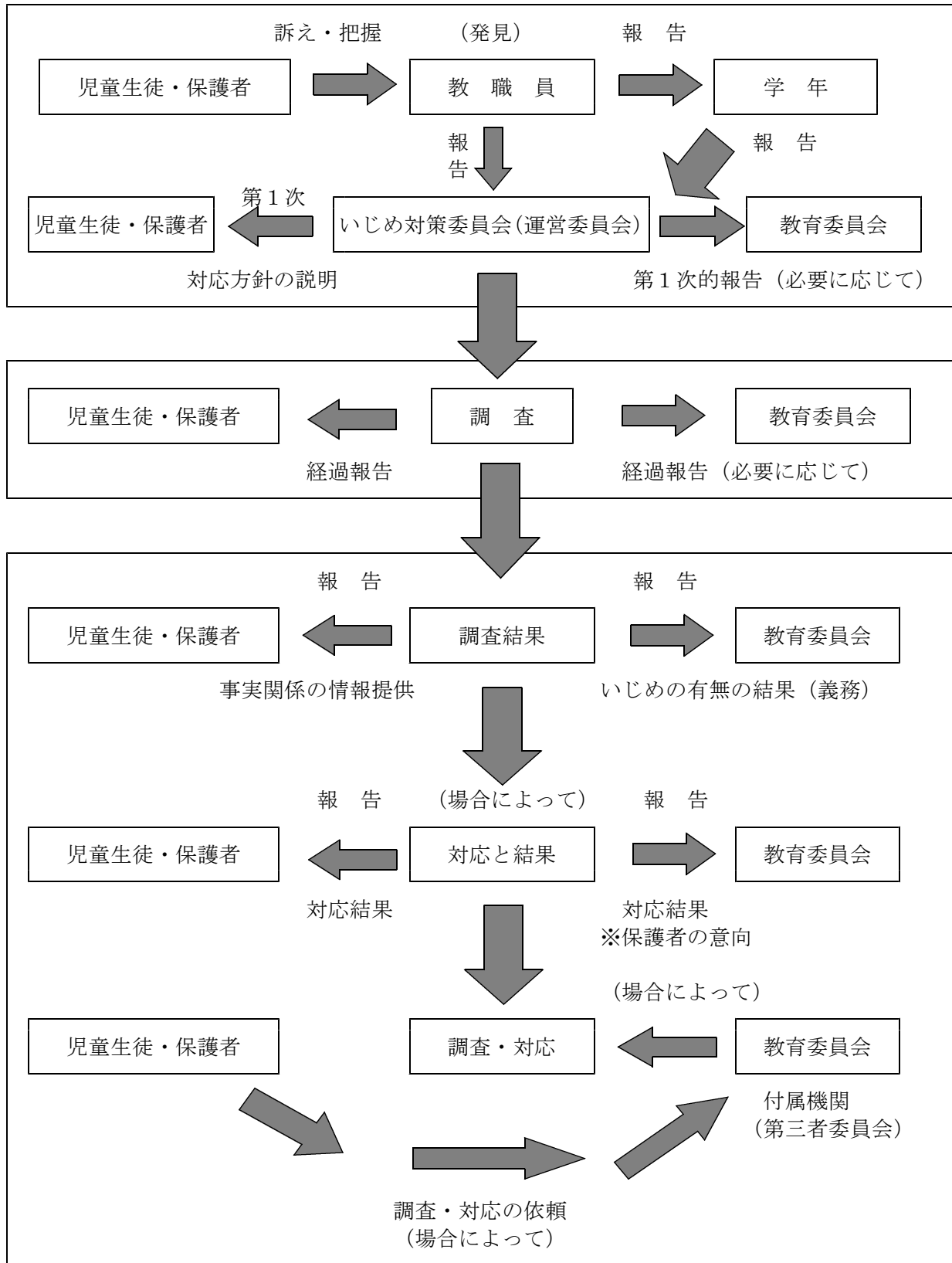


校内いじめ対策会議（校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年所属、教護教諭、部活顧問等）			
対応や方針の決定	【情報の整理】 ○状況の把握と整理	【対応方針】 ○情報収集や指導時の留意点	【役割分担】 ○事情聴取や保護者への対応 ○関係機関への対応
事実の究明と支援・指導	【事実確認・相談・面談】 ○人目につかない場所で個別に聞く。 ○食い違いが生じないよう複数で対応。 ○情報提供者の秘密厳守、報復等への注意。 ○聴取後、事態へ送り届け保護者へ説明。		【保護者への対応】 ○被害者、加害者へ状況の報告。 ○対応策、支援方法の報告。 ○支援・指導経過の状況報告。 （日誌や記録簿の作成・記入） ※信頼関係を築き、支援・指導を行うことを念頭に進める。
被害者・加害者、周囲の生徒への支援・指導	○支援・指導の観点を明確にして進める。		
再発防止にむけた取り組み	○コンプリメントを生かした支援・指導。 ○行動把握や指導内容の記録		

【職員会議】情報の共通理解、対応方針・対応策の周知徹底

【関係機関との連携】（教育委員会、警察）

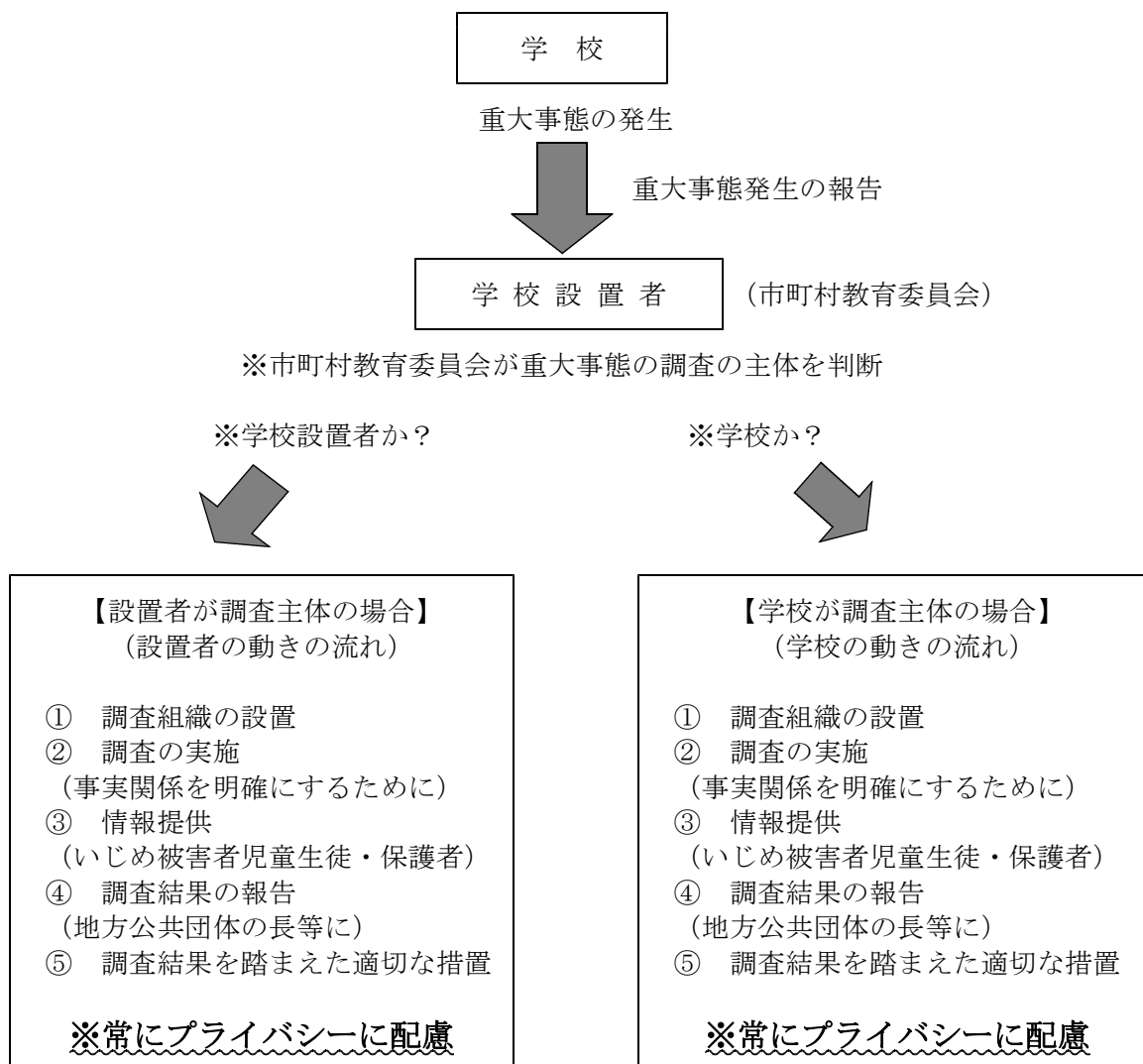
【 いじめ発生時の通常対応等のフロー図例 】



○いじめ防止委員会のメンバー

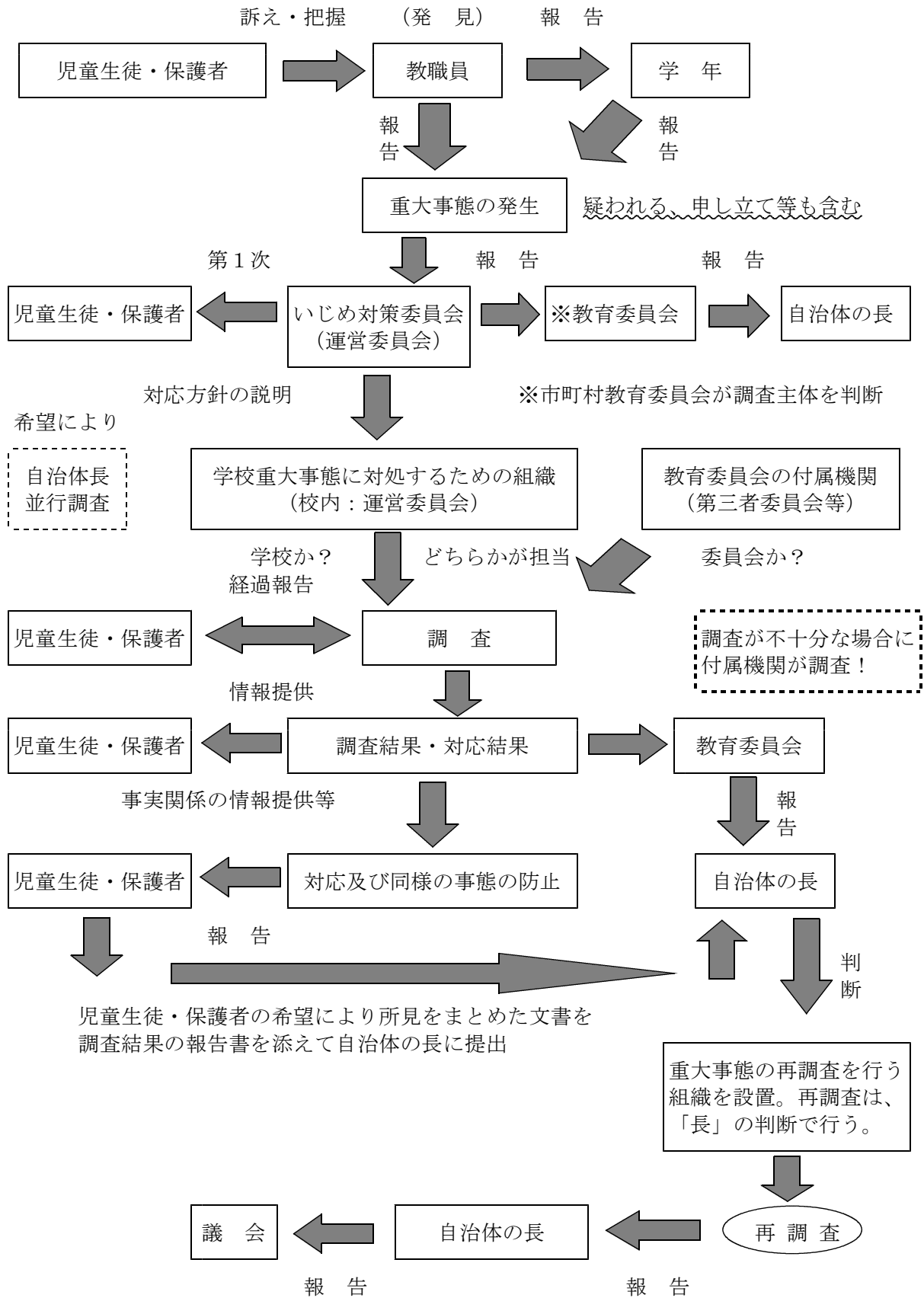
- ①複数の教職員（校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭など）
- ②心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理士など）
- ③その他の関係者（PTA 役員、地域の代表者、元警察官、弁護士など）

【 重大事態対応のフロー図例：学校対応、または、委員会对応の場合 】



「いじめ防止対策推進法」第28条：重大事態への対処

【 重大事態対応発生の時案対処等のフロー図例 】



※ 「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会：運営委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。